

高裁・高検に要請ハガキを送ろう!

狹山事件の再審開始を求めます

いわゆる狹山事件は現在、東京高裁に再審請求が申し立てられ、再審請求人の石川一雄さんは57年以上も無実を叫びつづけています。

1 弁護団が提出した下山第2鑑定は、有罪証拠とされた万年筆が被害者のものではないことを科学的、客観的に明らかにしています。

2 福江鑑定は、コンピュータを用いて字形のズレを計測することで脅迫状を書いた犯人と石川さんが別人であることを科学的に明らかにしています。

3 証拠開示された上申書や取調べ録音からも当時の石川さんが非識字者で脅迫状を書けなかったことが明らかです。

4 取調べ録音テープが証拠開示され、石川さんの自白が強要、誘導によって作られた虚偽自白であることが明らかになっています。

弁護団はこれら石川さんの無実を示す新証拠を多数提出しています。有罪判決は根底から崩れています。再審で無罪となった足利事件の教訓は「自白」や警察の鑑定に安易に依存してはいけないこと、事実調べ、証拠開示が冤罪防止・誤判救済に不可欠だということです。狹山事件の再審請求では42年間これまで一度も鑑定人尋問などの事実調べがおこなわれていません。鑑定人尋問をおこない狹山事件の再審開始を求めます。

100-8933

東京都千代田区霞ヶ関1-1-4

東京高等裁判所第4刑事部
裁判長 大野勝則 様

狹山事件にかかわる証拠開示を求めます

狹山事件は現在、東京高裁に第3次再審請求が申し立てられています。狹山事件では、事件当時、多くの捜査資料が集められ、東京高検も積み上げると2~3メートルにおよぶ証拠があることを認めています。この間、裁判所の勧告もあって証拠開示がおこなわれましたが、まだ多くの証拠が開示されていません。「不見当」とするだけで検察官手持ち証拠の内容さえ弁護側にわからないのでは不公平です。新証拠の発見を要件とする再審制度の趣旨からも検察官による手持ち証拠の開示は当然です。国連も検察官手持ち証拠への弁護側のアクセスを保障するよう勧告しています。新証拠となる可能性のある証拠を検察官がことさら隠すことは正義に反します。2016年の改正刑訴法附則でも再審における証拠開示の検討が定められています。東京高等検察庁が公正・公平・誠実に、狹山弁護団の証拠開示請求に応じるよう強く求めます。とくに、東京高検以外の埼玉県警や浦和地検などの証拠物一覧表をすみやかに弁護側に開示するよう要請します。

100-8904

東京都千代田区霞ヶ関1-1-1

東京高等検察庁
御中